

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年2月24日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「ある会社で発行しているエッセイ、コラムを抜粋した小冊子に、『随処作主』というタイトルで警察の内容が載っていたので紹介したい。警察では、一人一人それぞれの持ち場で地道に役割を果たし、国家・国民の安全・安心を守っている。あるとき自分の考えを支えてくれる『随処作主』という言葉に巡り合った。これは『随処に主となれば立処皆真なり』という臨済禅師の言葉であるため、様々な解釈は可能であるが、『今いるところで全力を尽くせば道は開ける』と受け止めている。一人一人は微力でもそれぞれが持ち場で力を尽くせば大きな事件の解決につながり、社会の安全が守られる。また、折に触れ、職員には随処に主となり、置かれた場所で咲くようお願いをしてきたということが書いてあった。私も新入社員を前に、決して皆が思い通りの勤務地に行ったり、ポジションに就けることはなく、それでも、必ず人は見ているので、腐らずに努力を重ねていけば必ず自分が願っていた様なことも成就できるという話をしてきた1人であり、非常に共感が得られるものであった。間もなく異動の時期を迎え、また、新しい職場で活躍される方もいると思うので、ぜひ『随処に主となれば立処皆真なり』という言葉を持ち所にしながらいけば必ず実のある生き方が出来ると思っている。是非参考にしていきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和3年1月末現在）

警察本部から、「警察あて苦情の受理・処理状況について、本年1月中の受理は3件で、内容は警察官の言動に関するもの、交通取締りに関するもの及び交通事件・事故の捜査に関するものであり、受理態様は文書、電話及びEメールであった。1月中における処理は3件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「困難な事案対応の時にこそ警察の真価というものが問われると思う。常に相手の心情を察して対応するよう教養していただきたい。」

《 委員発言 》

「警察の施設を訪れる人は不安を抱えている人が多いと思う。どのような事案であっても、まずは挨拶などの声掛けをして不安感を払拭させることが大事である。どのような人に対しても挨拶を忘れないことが基本であり、そこから人と人との出会いを大事にしようという気持ちを共有していかなければならないと思う。」

【生活安全部議題】

○ 岩手県公安委員会の事務の専決に関する規定の一部改正について

警察本部から、「岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正について決裁を仰ぎたい。古物営業法の許可に関して、これまで県を跨いで営業しようとする場合、それぞれ県の公安委員会から許可を受けることになっていたが、平成30年の改正により許可単位の見直しが行われ、1都道府県の公安委員会許可があれば全国での営業が可能になった。この改正法では、制度移行に伴う経過措置として、改正法施行前に複数の公安委員会から許可を受けていた者について、主たる営業所等が所在する公安委員会に対してその全ての許可証を提出し、新たに新法許可にかかる1の許可証の交付を受ける事務手続を規定していたところ、本年3月31日をもって経過措置期間が終了することから、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の中で、経過措置に関する項目を削除するものである。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 令和2年中の少年非行概況について

警察本部から、「令和2年中の少年非行の概況について、刑法犯少年は、昭和58年をピークに小幅な増減を繰り返しつつも長年減少傾向で推移し、令和2年は戦後最少の124人で、前年比で53人減少した。再犯者率についても、前年まで33%台が4年続いていたが、20.5%に減少した。刑法犯の手口別では、窃盗犯が全体の約6割を占め、窃盗犯のうち万引きが7割以上を占める。殺人、放火等の凶悪犯は4件と前年比で2件減少した。刑法犯少年に占める触法少年の割合は41.1%であり、少年犯罪の低年齢化が顕著となっている。特別法犯少年については29人で、前年比で1人減少した。特別法犯の罪種別では、軽犯罪法が11件で全体の約4割を占め、軽犯罪法違反の内訳は、火気乱用が7件、のぞき見が2件等である。不良行為少年については617人で、前年比で1,636人と大幅に減少した。刑法犯少年学職別の検挙・補導人員で最も多いのは、中学生38人、次いで小学生37人であり、全体の約6割を占め、次いで高校生が26人である。刑法犯少年全体が減少する中で、小、中、高校生が占める割合が依然として高い傾向にある。今後、大学生ボランティア等を活用した立ち直り支援活動、街頭補導活動、教育機関等との連携を強化してまいりたい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「かつては刑法犯少年が2,000人や3,000人といった頃もあったので、昨年の124人という結果を聞いて、非常に少なくなった印象である。また、再犯者率については、ここ数年は約33%の状態が続いていたが、昨年大幅に減少したことは、これまでの取組の成果であると思う。ただ、今心配していることは、ネット上に流れる様々な事象である。今後とも情報モラルの指導をお願いしたい。」

【刑事部議題】

○ 刑法犯認知・検挙状況について（令和3年1月末暫定値）

警察本部から、「本年1月末現在の本県における刑法犯認知・検挙状況について、前年同期と比較して、刑法犯総数について、認知件数・検挙件数・検挙人員は減少したが、検挙率は増加した。重要犯罪について、認知件数・検挙件数は増加したが、検挙率・検挙人員が減少した。重要窃盗犯については、認知件数は減少したが、検挙件数・検挙率・検挙人員が増加した。令和3年本部重点犯罪のうち特殊詐欺については、認知件数・検挙件数・検挙人員とも増加した。住宅対象侵入窃盗については、認知件数は減少したが、検挙人員・検挙率・検挙件数が増加した。引き続き、未検挙事件について鋭意捜査を推進するとともに、事件発生時における初動捜査等を徹底し、早期検挙に努めてまいりたい。」旨の報告があった。

○ 指定暴力団六代目山口組系暴力団組長に対する中止命令（少年に対する加入勧誘事案）の発出について

警察本部から、「指定暴力団六代目山口組系暴力団組長に対する中止命令の発出について報告する。県内に居住する暴力団組長が、少年2名に対し、暴力団に加入することを勧誘したものであり、本件中止命令については、本年2月18日、管轄の警察署長から同暴力団組長に対し、上記2名に対する加入勧誘行為をしてはならないことを命令し、中止命令書を交付したものである。なお、被害者や家族に対する保護対策も実施している。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「これまで加入強要に関する中止命令の事例は少ないと思うが、情報があがってこないことが要因であるか。」

→本部発言

「結果として事例が少ないので、なかなか情報としてあがってこないことも一つの要因と考えられる。引き続きアンテナを高くして警戒していきたい。」

《 委員発言 》

「保護対策を講じていると聞き、被害者の不安な気持ちを考えれば、繋がりを持って見守っていくことはありがたいことだと思う。引き続きよろしくお願ひしたい。」

【交通部議題】

○ 令和2年の交通指導取締り結果について

警察本部から、「昨年の交通指導取締り結果について報告する。取締り総件数については、平成26年から減少していたところ、昨年は前年と比べ若干数の増加であった。その中で、飲酒運転や横断歩行者妨害等の重点違反の検挙は、前年比約2,900件増加したところである。主な取組としては、春先に飲酒が起因する交通死亡事故が続発したため、6月以降は毎月県下一斉飲酒運転取締りを実施したほか、交通機動隊については、顕示的效果を見込み、定期的に国道4号及び45号に白バイを最大動員するなどの取締りを実施し、交通死亡事故抑止に取り組んだ。本年も、本部と警察署の連携を図り、昨年同様に重点的に取り組むべき悪質な交通違反6種類を指定するなどして交通事故抑止に取り組んでまいりた

い。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「昨年、コロナ禍の影響で交通量自体が減少したと見ているが、その中で検挙件数が伸びていることは、各署が積極的に交通死亡事故抑止に取り組んだ成果であると思う。引き続きコロナ禍に配慮して継続した取組をお願いしたい。」

《 委員発言 》

「各署が現状を把握し、主体性を持って取り組むことが重要であり、それが成果につながると思う。」

【警備部議題】

○ 原子力発電所警戒警備に伴う本県警察官の特別派遣について

警察本部から、「青森県内の原子力関連施設の警戒警備に伴い、青森県公安委員会から本県公安委員会に対して、警察職員の援助要求がなされたことから、本県警察官を特別派遣することとしたい。」旨の説明があり、決裁をした。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 警務課

警務課業務報告

岩手県警察オンライン会議システムの正式運用についての報告

○ 監察課

監察課業務報告

○ 生活安全企画課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

○ 交通規制課

第190回岩手県都市計画審議会における議案審議の概要についての報告